

三大疾病  
一時給付保険

商品概要書

三大疾病※1により所定の状態に該当するたびに  
30万円～200万円※2のまとまった一時金を  
1年に1回を限度に何度でもお支払いします。

※1 がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患 ※2 ご契約時に設定いただきます。

# ネオde3<sup>しっぺい</sup>疾病サポート

<無解約返戻金型三大疾病一時給付保険>



## 三大疾病になったときの不安



不安 1

治療費負担と収入減少



不安 2

再発の可能性



不安 3

リハビリ治療が必要かも?

### ■商品の特長

#### 特長 1

主契約で

三大疾病の  
治療などにかかる費用を  
まとまった一時金で  
サポートします

#### 特長 2

主契約で

所定の要件に該当するたびに  
1年に1回を限度に  
何度でも給付金を  
お支払いします

#### 特長 3

特約で

三大疾病による所定の  
リハビリ治療の  
ための通院などを  
保障します

さらに!



たばこを吸っていない方は保険料が安くなるよ!

過去1年以内にたばこを吸っていない方は「非喫煙者保険料率」が適用され、  
たばこを吸っている方に比べて保険料が安くなります。  
(20歳未満は喫煙者保険料率の取り扱いはありません。)



このマークの  
主契約・特約  
が対象です。

### ■商品のしくみ(イメージ)

		支払事由の概要	支払限度	給付金額	保険期間	
主契約	無解約返戻金型 三大疾病 一時給付保険	がん 一時給付金	初 回：初めてがん*と診断確定されたとき 2回目以降：がん*で入院または通院をしたとき *上皮内がんを含む	何度でも お支払い  通算回数 無制限  (給付金ごとに 1年に1回を 限度)	30万円～ 200万円 (10万円単位)	終身
		心疾患 一時給付金	心疾患で入院または手術をしたとき			
		脳血管疾患 一時給付金	脳血管疾患で入院または手術をしたとき			
選べる特約	三大疾病 リハビリ通院 一時給付特約	三大疾病による所定のリハビリ治療のための 通院をしたとき	通算：10回 (1年に1回を 限度)	10万円～ 100万円 (10万円単位)	終身	
		三大疾病で所定の障害状態・要介護状態に 該当したとき	1回限り			
	保険料払込免除特約 (2021)	がん*・心疾患・脳血管疾患により所定の事由 に該当したとき *上皮内がんを含む	以後の保険料のお払込みは 不要		終身	

●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、がん一時給付金をお受け取りいただけません。

## ■主な保障内容

主契約 無解約返戻金型 三大疾病一時給付保険	給付金名	疾病	支払事由(2回目以降は直前の支払事由該当日から1年以上経過)		支払限度	
	がん一時給付金	上皮内がん	初回	初めてがん(上皮内がんを含む)と医師により <b>診断確定</b> されたとき		給付金ごとにそれぞれ1年に1回 通算回数無制限
		がん	2回目以降	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として <b>1日以上</b> の入院(日帰り入院を含む)または <b>通院*1</b> をしたとき		
	心疾患一時給付金	心疾患 急性心筋梗塞	<初回・2回目以降 共通> <b>1日以上</b> の入院(日帰り入院を含む)をしたとき、または公的医療保険の給付対象となる <b>手術*2</b> を受けたとき			
脳血管疾患一時給付金	脳血管疾患 脳卒中					

\*1 つぎのいずれかの治療のための通院となります。手術/放射線治療/抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)/先進医療/患者申出療養

\*2 保障対象となる疾病の治療のための手術であれば、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。



責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、がん一時給付金をお受け取りいただけません。

一時給付特約 三大疾病リハビリ通院	給付金名	支払事由	支払限度
	三大疾病リハビリ通院一時給付金	病院または診療所において、つぎの①、②、③のいずれにも該当する <b>通院</b> をしたとき ①主契約の給付金が支払われることとなった疾病によって生じた <b>状態の改善を目的とした治療のための通院</b> ②主契約の給付金の支払事由に該当した日以後の通院 ③ <b>公的医療保険の給付対象となるリハビリテーション料が算定される通院</b>	1年に1回 通算:10回
三大疾病後遺障害一時給付金	主契約の給付金が支払われることとなった疾病によって以下のいずれかに該当したとき 身体障害者手帳の交付 障害年金の等級認定 要介護1以上 ●身体障害者福祉法に定める1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき ●国民年金法にもとづく障害の等級が1級または2級の障害*3に該当し、障害基礎年金の受給権が生じたとき ●公的介護保険制度の要介護1～5に認定されたとき	1回限り	

\*3 2級は精神の障害を原因とする場合を除きます。



つぎの場合は三大疾病リハビリ通院一時給付金のお支払い対象となりません。入院中に受けたリハビリ治療/公的医療保険制度を利用せずに受けたリハビリ治療/主契約の給付金が支払われる原因となった疾病以外の原因によるリハビリ治療

## ■主な取り扱い

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)
保険期間	終身
保険料払込期間	終身、60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、3年・5年・10年払済
契約者配当金	ありません
解約返戻金	保険料払込期間中:ありません 保険料払込期間満了後:主契約の三大疾病一時給付金額の5%と同額の解約返戻金があります

●上記以外の特約の内容、支払事由の詳細、給付金をお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件などについては、詳細を「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」にて必ずご確認ください。

## ■ご留意事項

- ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。
- お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。

金融機関を募集代理店として加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- 本商品は当社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

神奈川県民共済生活協同組合  
保険代理事業室

〒231-8418

神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル

TEL.0120-371622

<資料請求サイト>

<https://www.kenminkyosai.or.jp/contact/insurance-agent/choice.php>

[引受保険会社]

第一ネオ生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

うら面